

岩手県企業局管理規程第 11 号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成 6 年岩手県企業局管理規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 [略]</p> <p>第 6 章 [略]</p> <p>第 7 章 [略]</p> <p>第 8 章 [略]</p> <p>附則 (記録の作成及び保管)</p> <p>第 18 条の 12 [略]</p> <p>第 6 章 [略] (契約保証金の免除)</p> <p>第 22 条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6)～(11) [略]</p> <p>第 7 章 [略] (違約金)</p> <p>第 26 条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額の年 3.4 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 [略]</p> <p><u>第 6 章 長期継続契約を締結することができる契約(第 18 条の 13)</u></p> <p>第 7 章 [略]</p> <p>第 8 章 [略]</p> <p>第 9 章 [略]</p> <p>附則 (記録の作成及び保管)</p> <p>第 18 条の 12 [略]</p> <p><u>第 6 章 長期継続契約を締結することができる契約</u></p> <p><u>第 18 条の 13 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17 年岩手県条例第 57 号) 第 2 条第 3 号の規定に基づき局長が定める契約は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 発電所維持管理業務に係る契約</u></p> <p><u>(2) 工業用水道維持管理業務に係る契約</u></p> <p>第 7 章 [略] (契約保証金の免除)</p> <p>第 22 条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6)～(11) [略]</p> <p>第 8 章 [略] (違約金)</p> <p>第 26 条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額の年 3.7 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p>

<p>2 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>(担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>登録社債等を保証金その他の担保に充てる場合において、社債等登録法(昭和17年法律第11号)により登録させなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>第9章 [略]</p> <p>(担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>振替社債、振替国債等を保証金その他の担保に充てる場合においては、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定による振替口座簿の記載又は記録をさせなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第65号。以下「整備法」という。)附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第3条の規定による廃止前の社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録されている登録社債等については、この規程による改正前の企業局契約規程第29条第3項の規定は、なおその効力を有する。